#### 新湊川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法(昭和39 年法律第167 号)第51 条の3に基づくダム洪水調節機 能協議会として、「新湊川水系 ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」 という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用(以下、「事前放流等」という。)の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

## (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、新湊川水系における、天王ダム、石井ダム、立ヶ畑ダムを対象とする。

## (協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会には代理出席を認めるものとする。

#### (協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水 協定の締結や見直しに必要な協議。
  - 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
  - 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
  - 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
  - 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
  - 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

#### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の 了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

## (事務局)

## 第7条

- 1 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、兵庫県県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

#### (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し 必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## (附則)

第9条 この規約は、令和3年12月22日から施行する。

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長 兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長 兵庫県 神戸県民センター 神戸土木事務所長 神戸市水道局浄水管理センター所長 神戸市水道局施設課長

## 武庫川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法 (昭和39 年法律第167 号) 第51 条の3に基づくダム洪水調節機 能協議会として、「武庫川水系 ダム洪水調節機能協議会」 (以下「協議会」 という。) を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用(以下、「事前放流等」という。)の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

## (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、武庫川水系における、青野ダム、千苅ダム、丸山ダムを対象 とする。

## (協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会には代理出席を認めるものとする。

#### (協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水 協定の締結や見直しに必要な協議。
  - 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
  - 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
  - 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
  - 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
  - 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

#### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の 了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

## (事務局)

## 第7条

- 1 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、兵庫県県土整備部土木局武庫川総合治水室武庫川企画班が行う。

#### (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し 必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## (附則)

第9条 この規約は、令和3年12月22日から施行する。

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長

兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長

兵庫県 県土整備部 土木局 武庫川総合治水室長

兵庫県 神戸県民センター 神戸土木事務所長

兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所長

兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所 武庫川対策室長兼 阪神北県民局

宝塚土木事務所 武庫川対策室長

兵庫県 阪神南県民センター 尼崎港管理事務所長

兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所長

兵庫県 丹波県民局 丹波土木事務所長

兵庫県 企業庁 水道課長

神戸市水道局浄水管理センター所長

神戸市水道局施設課長

西宮市 上下水道局 水道施設部長

西宮市 上下水道局 水道施設部 北部水道事業所長

西宮市 上下水道局 水道施設部 施設管理課 担当課長

#### 市川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法 (昭和39 年法律第167 号) 第51 条の3に基づくダム洪水調節機 能協議会として、「市川水系 ダム洪水調節機能協議会」 (以下「協議会」と いう。) を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用(以下、「事前放流等」という。)の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

## (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、市川水系における、生野ダム、黒川ダム、太田ダム、長谷ダム、神谷ダムを対象とする。

## (協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会には代理出席を認めるものとする。

#### (協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水 協定の締結や見直しに必要な協議。
  - 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
  - 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
  - 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
  - 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等 に向けた技術・システム開発に必要な協議。
  - 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

#### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の 了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

## (事務局)

## 第7条

- 1 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、兵庫県県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

#### (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し 必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## (附則)

第9条 この規約は、令和3年12月22日から施行する。

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長 兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長 兵庫県 中播磨県民センター 姫路土木事務所長 兵庫県 中播磨県民センター 姫路港管理事務所長 兵庫県 但馬県民局 養父土木事務所長 兵庫県 企業庁 水道課長 姫路市水道局 浄水課長 関西電力株式会社 朝来水力センター所長

## 夢前川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法 (昭和39 年法律第167 号) 第51 条の3に基づくダム洪水調節機 能協議会として、「夢前川水系 ダム洪水調節機能協議会」 (以下「協議会」 という。) を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用(以下、「事前放流等」という。)の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

## (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、夢前川水系における、菅生ダムを対象とする。

# (協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会には代理出席を認めるものとする。

#### (協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水 協定の締結や見直しに必要な協議。
  - 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
  - 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
  - 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
  - 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等 に向けた技術・システム開発に必要な協議。
  - 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

#### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の 了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

# (事務局)

## 第7条

- 1 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、兵庫県県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

## (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し 必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## (附則)

第9条 この規約は、令和3年12月22日から施行する。

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長 兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長 兵庫県 中播磨県民センター 姫路土木事務所長 兵庫県 中播磨県民センター 姫路港管理事務所長

## 千種川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法(昭和39 年法律第167 号) 第51 条の3に基づくダム洪水調節機 能協議会として、「千種川水系 ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」 という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用(以下、「事前放流等」という。)の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

## (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、千種川水系における、金出地ダム、長谷ダム、安室ダムを対象とする。

## (協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会には代理出席を認めるものとする。

#### (協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水 協定の締結や見直しに必要な協議。
  - 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
  - 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
  - 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
  - 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
  - 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

#### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の 了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

## (事務局)

## 第7条

- 1 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、兵庫県県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

#### (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し 必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## (附則)

第9条 この規約は、令和3年12月22日から施行する。

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長 兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長 兵庫県 西播磨県民局 光都土木事務所長 兵庫県 西播磨県民局 龍野土木事務所長 上郡町企画政策課長(安室ダム水道用水供給企業団事務局長兼務)

## 矢田川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法(昭和39 年法律第167 号)第51 条の3に基づくダム洪水調節機 能協議会として、「矢田川水系 ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」 という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用(以下、「事前放流等」という。)の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

## (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、矢田川水系における、入江ダムを対象とする。

# (協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会には代理出席を認めるものとする。

#### (協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水 協定の締結や見直しに必要な協議。
  - 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
  - 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
  - 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
  - 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等 に向けた技術・システム開発に必要な協議。
  - 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

#### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の 了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

# (事務局)

## 第7条

- 1 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、兵庫県県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

## (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し 必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## (附則)

第9条 この規約は、令和3年12月22日から施行する。

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長 兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長 兵庫県 但馬県民局 新温泉土木事務所長 関西電力株式会社 朝来水力センター所長

#### 野島川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法(昭和39 年法律第167 号)第51 条の3に基づくダム洪水調節機 能協議会として、「野島川水系 ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」 という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用(以下、「事前放流等」という。)の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

## (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、野島川水系における、常盤ダムを対象とする。

## (協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会には代理出席を認めるものとする。

#### (協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水 協定の締結や見直しに必要な協議。
  - 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
  - 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
  - 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
  - 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等 に向けた技術・システム開発に必要な協議。
  - 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

#### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の 了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

# (事務局)

# 第7条

- 1 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、兵庫県県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

## (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し 必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## (附則)

第9条 この規約は、令和4年1月26日から施行する。

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長 兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長 兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官 農林水産省 近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所長 北淡路土地改良区 事務局長

## 三原川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法(昭和39 年法律第167 号) 第51 条の3に基づくダム洪水調節機 能協議会として、「三原川水系 ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」 という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用(以下、「事前放流等」という。)の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

#### (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、三原川水系における、諭鶴羽ダム、大日ダム、牛内ダム、成相ダム、北富士ダム、大日川ダムを対象とする。

## (協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会には代理出席を認めるものとする。

#### (協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水 協定の締結や見直しに必要な協議。
  - 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
  - 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
  - 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
  - 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
  - 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

#### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の 了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

## (事務局)

## 第7条

- 1 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、兵庫県県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

#### (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し 必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## (附則)

第9条 この規約は、令和4年1月26日から施行する。

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長 兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長 兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所長 兵庫県 農政環境部 農林水産局 農地整備課 農村環境室長 兵庫県 淡路県民局 洲本土地改良事務所長 淡路広域水道企業団 事務局長 大日川土地改良区 事務局長 南あわじ市 産業建設部長

## 本庄川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法 (昭和39 年法律第167 号) 第51 条の3に基づくダム洪水調節機 能協議会として、「本庄川水系 ダム洪水調節機能協議会」 (以下「協議会」 という。) を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用(以下、「事前放流等」という。)の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

## (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、本庄川水系における、本庄川ダムを対象とする。

## (協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会には代理出席を認めるものとする。

#### (協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水 協定の締結や見直しに必要な協議。
  - 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
  - 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
  - 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
  - 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等 に向けた技術・システム開発に必要な協議。
  - 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

#### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の 了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

# (事務局)

# 第7条

- 1 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、兵庫県県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

## (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し 必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## (附則)

第9条 この規約は、令和4年1月26日から施行する。

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長 兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長 兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所長 兵庫県 農政環境部 農林水産局 農地整備課 農村環境室長 兵庫県 淡路県民局 洲本土地改良事務所長 淡路広域水道企業団 事務局長 南淡南部土地改良区 事務局長 南あわじ市 産業建設部長

## 洲本川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法(昭和39 年法律第167 号) 第51 条の3に基づくダム洪水調節機 能協議会として、「洲本川水系 ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」 という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用(以下、「事前放流等」という。)の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

## (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、洲本川水系における、鮎屋川ダム、竹原ダム、猪鼻第1ダム、猪鼻第2ダムを対象とする。

## (協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会には代理出席を認めるものとする。

#### (協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水 協定の締結や見直しに必要な協議。
  - 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
  - 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
  - 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
  - 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
  - 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

#### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の 了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

## (事務局)

## 第7条

- 1 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、兵庫県県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

#### (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し 必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## (附則)

第9条 この規約は、令和4年1月26日から施行する。

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長 兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長 兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所長 兵庫県 農政環境部 農林水産局 農地整備課 農村環境室長 兵庫県 淡路県民局 洲本土地改良事務所長 淡路広域水道企業団 事務局長 兵庫県鮎屋川土地改良区 事務局長

## 楠本川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法 (昭和39 年法律第167 号) 第51 条の3に基づくダム洪水調節機 能協議会として、「楠本川水系 ダム洪水調節機能協議会」 (以下「協議会」 という。) を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用(以下、「事前放流等」という。)の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

## (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、楠本川水系における、谷山ダムを対象とする。

## (協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会には代理出席を認めるものとする。

#### (協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水 協定の締結や見直しに必要な協議。
  - 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
  - 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
  - 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
  - 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等 に向けた技術・システム開発に必要な協議。
  - 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

#### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の 了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

# (事務局)

# 第7条

- 1 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、兵庫県県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

## (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し 必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## (附則)

第9条 この規約は、令和4年1月26日から施行する。

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長 兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長 兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官 農林水産省 近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所長 北淡路土地改良区 事務局長